

年 月 日

観音寺市長 宛て

観音寺市地方就職学生支援事業補助金（交通費・移転費）交付申請書

観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要綱第5条の規定に基づき、地方就職支援金（交通費・移転費）の交付を申請します。

1 申請者欄（※）本人による署名に代えて、記名押印することもできます。

ふりがな			生年月日
氏名			年 月 日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			
大学・学部			

2 就職活動訪問先

訪問先	企業名	
	所在地	
	会場場所	
面接・試験日	年 月 日	
内定日	年 月 日	

3 移動経路（往復）

日付	交通機関の名称	出発地	到着地	費用
		(バス停名・駅名・空港名など)		

4 移転内容

日付	移住元（東京圏）	移住先	費用※1

※1 費用等の詳細については、別途領収書で確認するため、併せてご提出ください。

5 移住前の住民票の所在について（いずれか該当する欄に○を付けてください）

1. 移住先（観音寺市）に元からある（異動させていない）。 ※2	
2. 他地域から新たに移住してきた（移動させた）。 ※2	

※2 状況に応じた「移住元の住所の確認ができる資料」をご提出ください。

6 確認事項（該当する欄に○を付けてください。）

申請日から5年以上継続して、本市に居住する意思について		1.意思がある	2.意思がない
-----------------------------	--	---------	---------

観音寺市地方就職学生支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 観音寺市地方就職学生支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、観音寺市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 地方就職補助金申請者を含む全ての世帯員は、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者ではありません。
- 3 以下の場合には、観音寺市地方就職学生支援事業補助金交付要綱に基づき、地方就職補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合 全額
 - (2) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先への就業を行わなかった場合 全額
 - (3) 在学中に交通費を申請した者が、地方就職補助金の申請日から1年以内に観音寺市へ転入しなかった場合（申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。） 全額
 - (4) 就業開始日から1年以内に第3条第3項の要件を満たす就業先を辞した場合（退職から3月以内に香川県内の別の企業に就業する場合を除く。） 全額
 - (5) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年未満に観音寺市から転出した場合 全額
 - (6) 観音寺市への転入日（住民票の異動がない者については、就業開始日又は申請日のいずれか遅い日）から3年以上5年以内に観音寺市から転出した場合 半額
- 4 地方就職補助金の支給を受けた後に実施される観音寺市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません、担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。

補助金の申請に当たり、上記事項を遵守することを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

(※) 本人による署名に代えて、記名押印することもできます。